

京都府立京都スタジアム条例

(設置)

第1条 府におけるスポーツ及び文化の振興を図るとともに、地域のにぎわいの創出に資するため、京都府立京都スタジアム（以下「スタジアム」という。）を亀岡市追分町に設置する。

(利用者の責務)

第2条 スタジアムの利用者は、スタジアム内の秩序を尊重し、この条例、この条例に基づく規則その他管理者の指示に従わなければならない。

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、スタジアムの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせる。

- (1) スタジアムの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 次条第1項の使用の承認に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、スタジアムの設置の目的を達成するために必要な業務

2 知事は、前項各号に掲げる業務の執行に要する費用として、予算の範囲内において定める額を指定管理者に対して支払うものとする。

(使用の承認)

第4条 スタジアムの施設又は附属設備を使用しようとする者（外部デッキ及び広場については、専用使用をしようとする者に限る。）は、指定管理者（使用の承認の業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条及び次条において同じ。）の承認（以下「使用の承認」という。）を受けなければならない。

2 指定管理者は、使用を不相当と認めるときは、使用の承認をしないことができる。

3 指定管理者は、スタジアムの管理上必要があると認めるときは、使用の承認に条件を付することができる。

(承認の取消し等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が第2条の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が、使用の承認の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により使用の承認を受けた事実が明らかとなった

とき。

(4) その他スタジアムの管理上やむを得ない理由があると認めるとき。

(利用料金等)

第6条 使用者は、指定管理者にその使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。この場合において、指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、使用の承認を受けると同時に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

5 使用者は、知事が使用の承認を行うときは、第1項の規定にかかわらず、利用料金の額と同額の使用料を府に納付しなければならない。この場合において、使用料の納付時期、還付及び減免については、利用料金の例によるものとする。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(使用時間等)

第8条 スタジアムの使用時間及び休業日は、規則で定める。

(罰則)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

(1) 第2条の規定に違反し、管理者の指示に従わない者

(2) 第4条第1項の規定に違反して使用した者

2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、スタジアムの管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 第6条第2項の規定により指定管理者が行う利用料金の額の設定は、この

条例の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

別表（第4条、第6条関係）

1 フィールド及びスタンドの利用料金の上限の額

区分		使用区分		午前の部	午後の部	夜の部	全日
		使用時間		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
フィールド及びスタンド	入場料を徴収しない場合	アマチュアの活動に使用する場合	平日	円 35,100	円 46,800	円 58,500	円 126,400
			土曜日、日曜日及び休日	42,100	56,100	70,200	151,700
		その他に使用する場合	平日	140,400	187,300	234,100	505,700
	土曜日、日曜日及び休日		168,500	224,700	280,900	606,800	
	入場料を徴収する場合	アマチュアの活動に使用する場合	平日	105,300	140,400	175,600	379,300
			土曜日、日曜日及び休日	126,400	168,500	210,700	455,100
その他に使用する場合		平日	351,200	468,200	585,300	1,264,300	
		土曜日、日曜日及び休日	421,400	561,900	702,400	1,517,200	
フィールドのみ	入場料を徴収しない場合	アマチュアの活動に使用する場合	平日	21,400	28,600	35,700	77,200
			土曜日、日曜日及び休日	25,700	34,200	42,900	92,700
		その他に使用する場合	平日	85,800	114,400	143,000	309,000
			土曜日、日曜日及び休日	102,900	137,300	171,600	370,800
	入場料を徴収する場合	アマチュアの活動に使用する場合	平日	64,300	85,800	107,300	231,700
			土曜日、日曜日及び休日	77,200	102,900	128,700	278,100
		その他に使用する場合	平日	214,600	286,100	357,600	772,600
			土曜日、日曜日	257,500	343,300	429,200	927,100

			日及び休日				
スタ ンド の み	入場料を 徴収しな い場合	アマチュ アの活動 に使用す る場合	平日	17,500	23,400	29,200	63,200
			土曜日、日曜 日及び休日	21,000	28,000	35,100	75,800
		その他に 使用する 場合	平日	70,200	93,600	117,000	252,800
			土曜日、日曜 日及び休日	84,200	112,300	140,400	303,400
	入場料を 徴収する 場合	アマチュ アの活動 に使用す る場合	平日	52,600	70,200	87,800	189,600
			土曜日、日曜 日及び休日	63,200	84,200	105,300	227,500
		その他に 使用する 場合	平日	175,600	234,100	292,600	632,100
			土曜日、日曜 日及び休日	210,700	280,900	351,200	758,600

備考

- この表（備考を含む。）において「入場料」とは、いずれの名義であるかを問わず、入場者から領収すべきその入場の対価をいう。
- 使用者が入場料を徴収する場合において、その収入額に 100 分の 15 を乗じて得た額がこの表の各区分の利用料金の額を超えるときの利用料金の上限の額は、その収入額に 100 分の 15 を乗じて得た額とする。ただし、アマチュアの活動に使用する場合で、その収入額に 100 分の 10 を乗じて得た額がこの表の各区分の利用料金の額を超えるときの利用料金の上限の額は、その収入額に 100 分の 10 を乗じて得た額とする。
- 使用時間区分中「全日」を除く 2 の部にわたって引き続き使用する場合の利用料金の上限の額、使用時間区分外に使用する場合の利用料金の上限の額及び午後 9 時から翌日の午前 9 時までの間（以下「通常使用時間外」という。）に使用する場合（使用する時間が通常使用時間外にわたる場合を含む。）の利用料金の上限の額は、この表に定める額を基準として規則で定める。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。
- 徴収する額に 10 円未満の端数を生じた場合の端数は、切り捨てる。

2 諸室等の利用料金の上限の額

区分	使用区分	午前の部	午後の部	夜の部	全日
	使用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
会議室 A		円 12,700	円 14,600	円 14,600	円 37,700
会議室 B		6,500	7,400	7,400	19,100
会議室 C		5,500	6,300	6,300	16,200
会議室 D		5,100	5,800	5,800	15,000
会議室 E		4,100	4,700	4,700	12,100
会議室 F		2,700	3,100	3,100	8,000
会議室 G		2,400	2,700	2,700	7,000
会議室 H		1,700	1,900	1,900	4,900
会議室 I		1,300	1,400	1,400	3,600
会議室 J		1,000	1,100	1,100	2,800
特別会議室 A		7,200	8,200	8,200	21,200
特別会議室 B		5,100	5,800	5,800	15,000
特別会議室 C		6,200	7,100	7,100	18,300
特別会議室 D		55,800	64,100	64,100	165,600
記録室 A		1,300	1,400	1,400	3,600
記録室 B		1,000	1,100	1,100	2,800
入場券売場 A		2,700	3,100	3,100	8,000
入場券売場 B		1,300	1,500	1,500	3,800
実況放送室 A		1,700	1,900	1,900	4,900
実況放送室 B		1,000	1,100	1,100	2,800
売店 A		6,900	7,900	7,900	20,400
売店 B		3,400	3,900	3,900	10,000
ケータリングコース ペース		3,400	3,900	3,900	10,000
コンコース	1 平方メートル 1 時間につき 6 円				
スポーツクライミング施設	1 人 1 時間につき 1,500 円				
駐車場	1 台 1 時間につき 300 円				
附属設備	各附属設備ごとに、1 使用時間区分 73 万円を超えない範囲内において規則で定める額				

備考

- 1 使用時間区分中「全日」を除く 2 の部にわたって引き続き使用する場合の利用料金の上限の額、使用時間区分外に使用する場合の利用料金の上限

の額及び通常使用時間外に使用する場合（使用する時間が通常使用時間外にわたる場合を含む。）の利用料金の上限の額は、この表に定める額を基準として規則で定める。

- 2 コンコースと別表の1の表に規定するスタンドとを同時に使用する場合は、同時に使用するコンコースの利用料金は、徴収しない。
- 3 コンコースにおいて売店、食堂又はこれらに類するもの（以下「売店等」という。）を設置して営業を行う場合の利用料金の上限の額は、この表に定める額に、当該売店等の面積に係る利用料金の額に4を乗じて得た額を加えた額とする。この場合においては、2の規定は適用しない。
- 4 この表において「1台」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車で自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第2号に規定する分類番号の頭数字が1、2、9又は0の自動車でないもの（二輪自動車を除く。）1台をいう。
- 5 徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は、切り捨てる。

3 外部デッキ及び広場の利用料金の上限の額

区分	利用料金の上限の額
外部デッキ	1平方メートル1時間につき 30円
広場	1平方メートル1時間につき 30円

備考 利用料金は、売店等を設置して営業を行う場合に、当該売店等の面積に係る額のみ徴収する。